

別紙-2 廃棄物の排出海域

排出海域は、図-2.3 に示す 2 箇所とした。

なお、基本的には「排出海域 1」に排出する。「排出海域 1」に回遊性魚の漁場が形成される等あった際に、「排出海域 2」へ排出することとする。

1 箇所目（排出海域 1）は波崎漁港の北北東約 14km、水深約 50m の以下の 4 点に囲まれた海域とした。

[1-1] 北緯 35° 53′ 03″ 東経 140° 52′ 56″

[1-2] 北緯 35° 53′ 03″ 東経 140° 53′ 36″

[1-3] 北緯 35° 52′ 31″ 東経 140° 52′ 55″

[1-4] 北緯 35° 52′ 30″ 東経 140° 53′ 35″

2 箇所目（排出海域 2）は波崎漁港の北東約 43km、水深約 850m の以下の 4 点に囲まれた海域とした。

[2-1] 北緯 35° 54′ 02″ 東経 141° 16′ 36″

[2-2] 北緯 35° 54′ 02″ 東経 141° 17′ 33″

[2-3] 北緯 35° 53′ 16″ 東経 141° 16′ 35″

[2-4] 北緯 35° 53′ 16″ 東経 141° 17′ 32″

排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年 環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域に該当する。

排出海域は、以下の理由で設定した。

- ・ 排出海域 2 は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令第 10 条の 6 第 1 号の規定より許可を受けた「廃棄物海洋投入処分許可（許可番号：18-005-02）」（以下、「前回許可」と称す。）と中心点が同様の緯度経度（北緯 35° 53′ 39″ 東経 141° 17′ 04″）である。「前回許可」期間中、海洋投入する際、範囲が狭く船舶の操縦が難しかったことから、「前回許可」範囲（北緯 35° 53′ 39″ 東経 141° 17′ 04″ を中心とする半径 500m の海域）から図-2.1 に示すとおり範囲を拡大した（半径 500m から 1km とし、当該円（半径 1km）に内接する四角形に変更（1 辺は $\sqrt{2}$ km（ ≈ 1.41 ）した）。

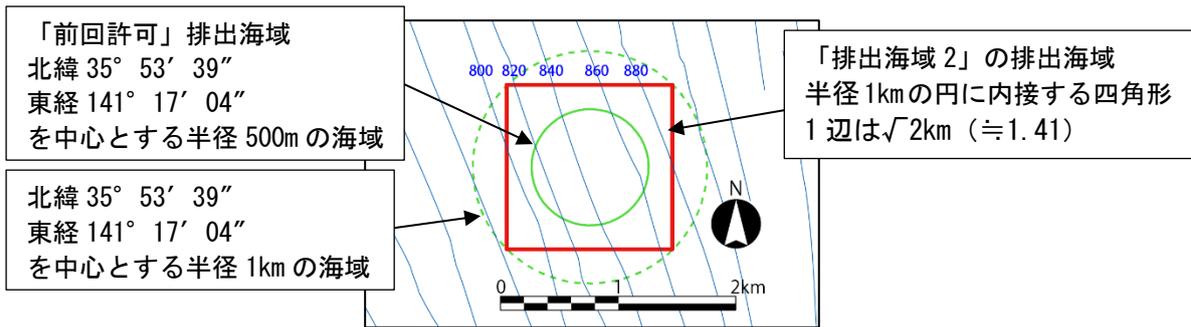
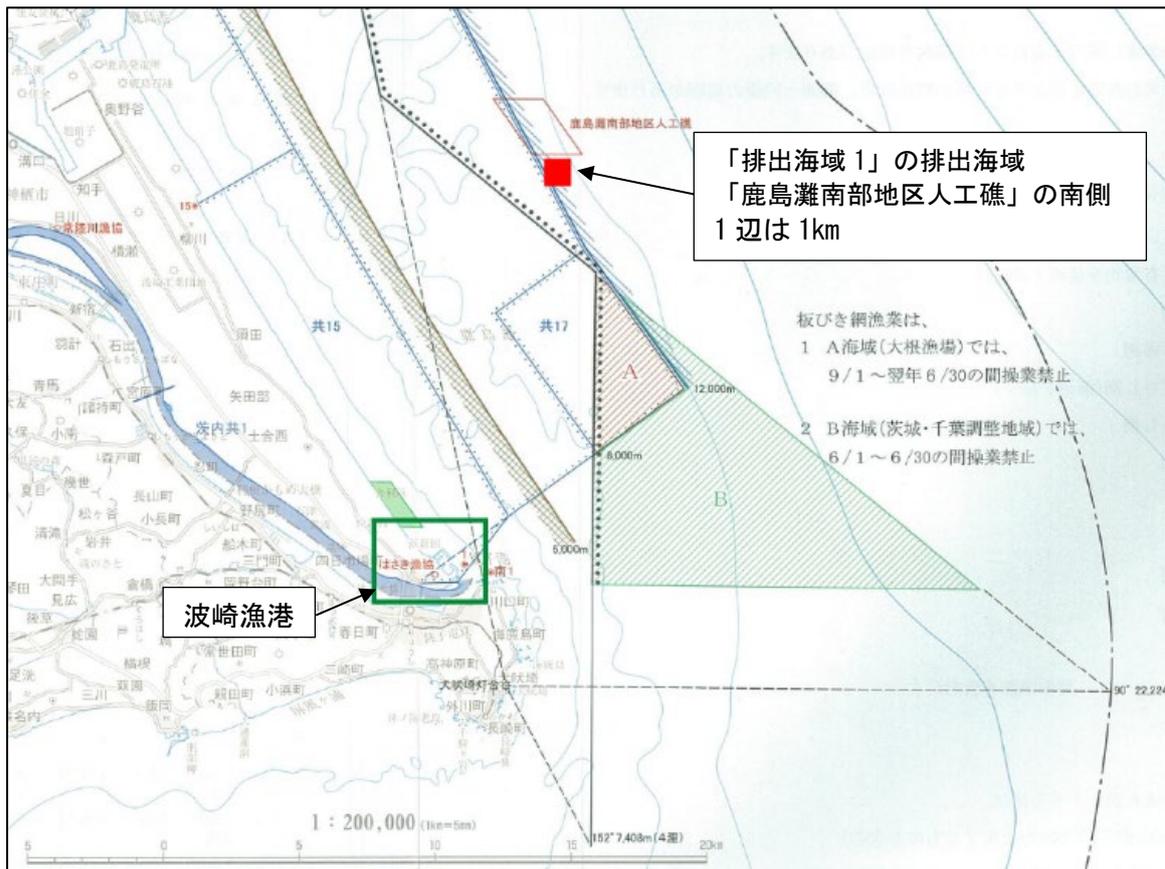


図-2.1 排出海域 2 の排出海域

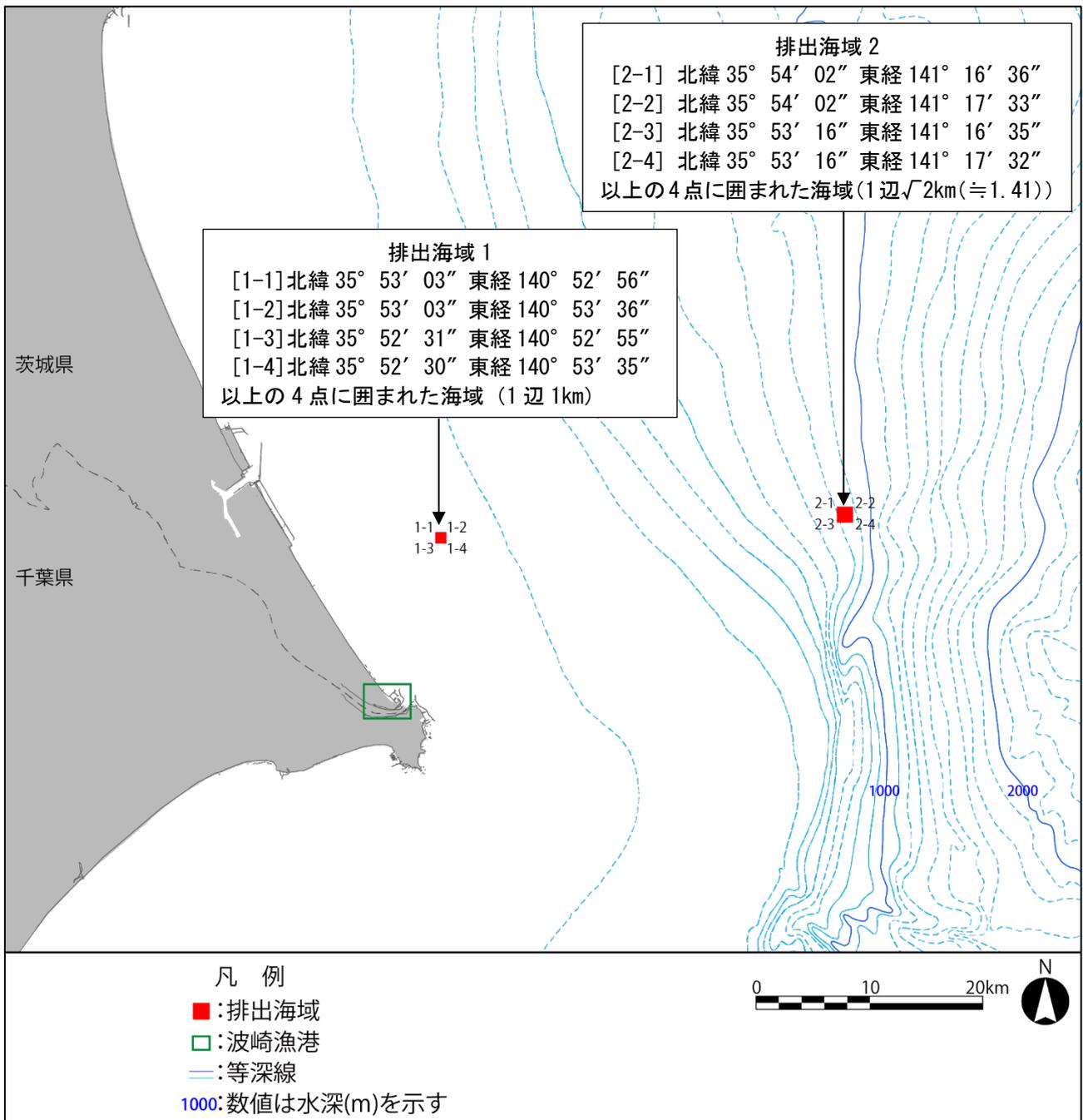
- ・ 排出海域 1 は、「前回許可」において、海象悪化による施行工程の変更が多かったことから、排出海域 2 に加え、より波崎漁港近傍の範囲を設定した。
- ・ 排出海域 1 の範囲は、「前回許可」実績より、排出船が潮流や吹送流により移動することを考慮し、安全かつ確実に排出海域内への排出作業を行うことができる最小限の範囲として 1 辺 1km の四角形とした（中心座標は北緯 35° 52′ 47″ 東経 140° 53′ 15″）。
- ・ 排出海域 1 の位置は、はさき漁業協同組合との協議のうえ、「鹿島灘南部地区人工礁」の南側とした（図-2.2 参照）。



出典)「茨城県漁業権等漁場図」(茨城県、平成 26 年 3 月)

図-2.2 排出海域 1 の排出海域

- ・ 排出海域 2 は漁業権の設定はない。排出海域 1 は排出海域内に共同漁業権が設定されているが、当該水域の関係漁業協同組合であるはさき漁業協同組合の了承（面談・口頭確認、令和 5 年 2 月 15 日）を得ている。
- ・ 人と海洋との関わりにある、海水浴場等、海域公園、航路、海底ケーブル等が影響想定海域に存在しない範囲である。
- ・ 近傍で実施されている水底土砂海洋投入の許可事業における排出海域と重複しない。



出典)「海底地形デジタルデータ M7004」((財)日本水路協会、平成 24 年)より作成

図-2.3 本申請の排出海域

ガット船による排出は、位置を GPS 測位機により確認しながら、排出海域の海上に停船した上で行う。排出時間中に船舶が移動して当該排出海域から外れた場合は、投入作業を中断し、改めて当該排出海域にガット船を移動させた上で投入を行う。

さらに、当該排出海域の周辺における、他の許可事業における排出海域の存在を確認するため、当該排出海域周辺における海洋投入処分の許可状況（本許可申請時点）をとりまとめた（表-2.1、図-2.4、図-2.5 参照）。

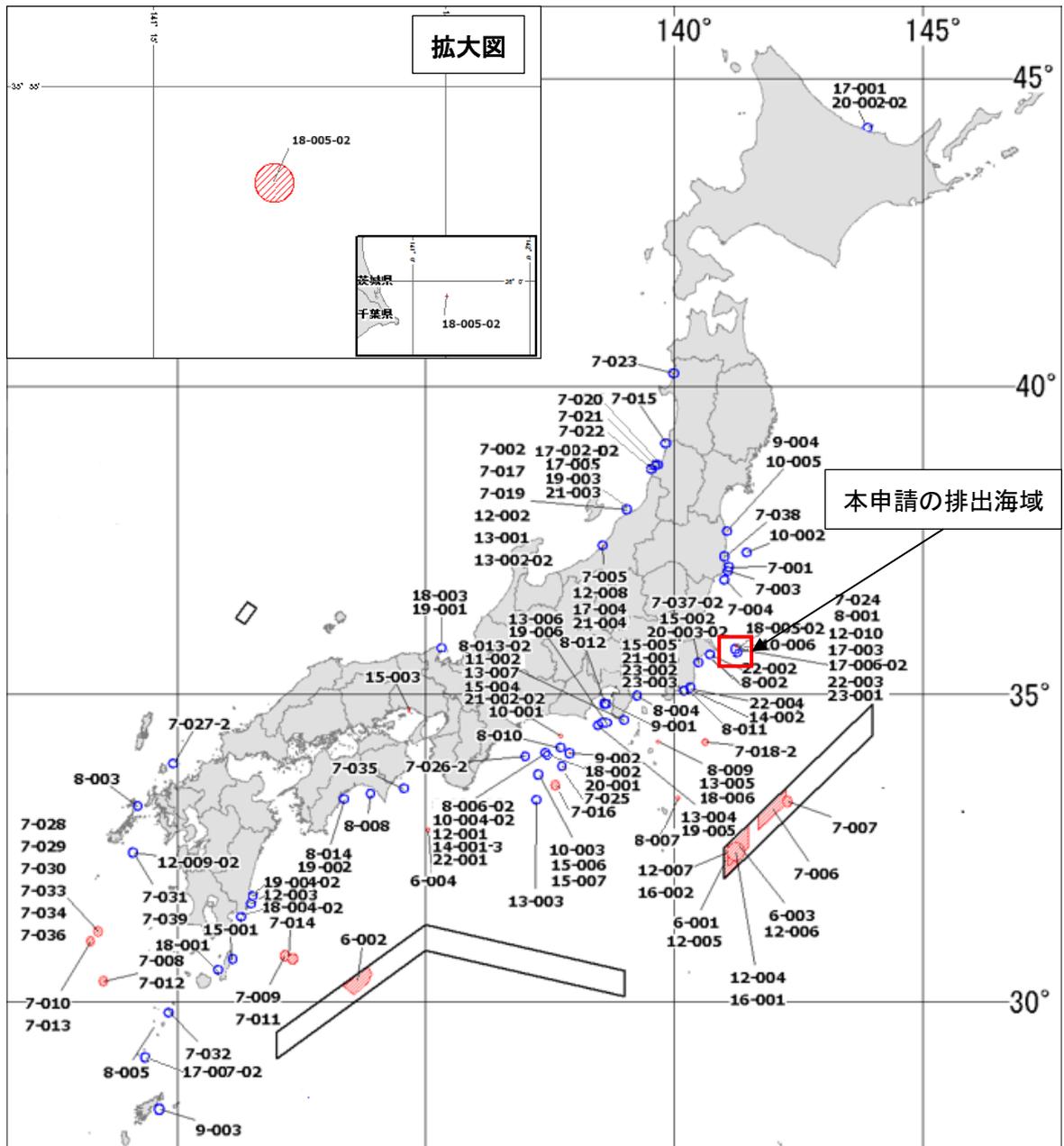
当該排出海域に最も近い許可事業は、千葉県銚子漁港事務所の「22-003 外川漁港」、「23-001 銚子漁港」、千葉県銚子土木事務所の「23-004 名洗港」である（3 事業は全て同じ排出海域）。これらの排出海域は当該排出海域から 15km 以上離れているが、土砂の堆積範囲が一辺約 50km と非常に広い予測結果となっているため、影響想定海域が当該排出海域と重複する。しかし、申請時の事前評価書において予測された平均堆積厚は、3 事業合計で 2.87cm/単位期間と極めて小さいことから、複合影響の可能性はほとんどない。

また、当該海域では、同様の排出海域において、過去に海洋投入処分を実施している（許可発給番号 10-006、18-005-02）が、従前の許可は初期的評価に基づくものであることから、「一般水底土砂の海洋投入処分許可申請書類作成の手引」（環境省、平成 29 年 8 月（平成 30 年 8 月一部改訂））に従い、累積的影響は生じていないものとする。

表-2.1 本申請の排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

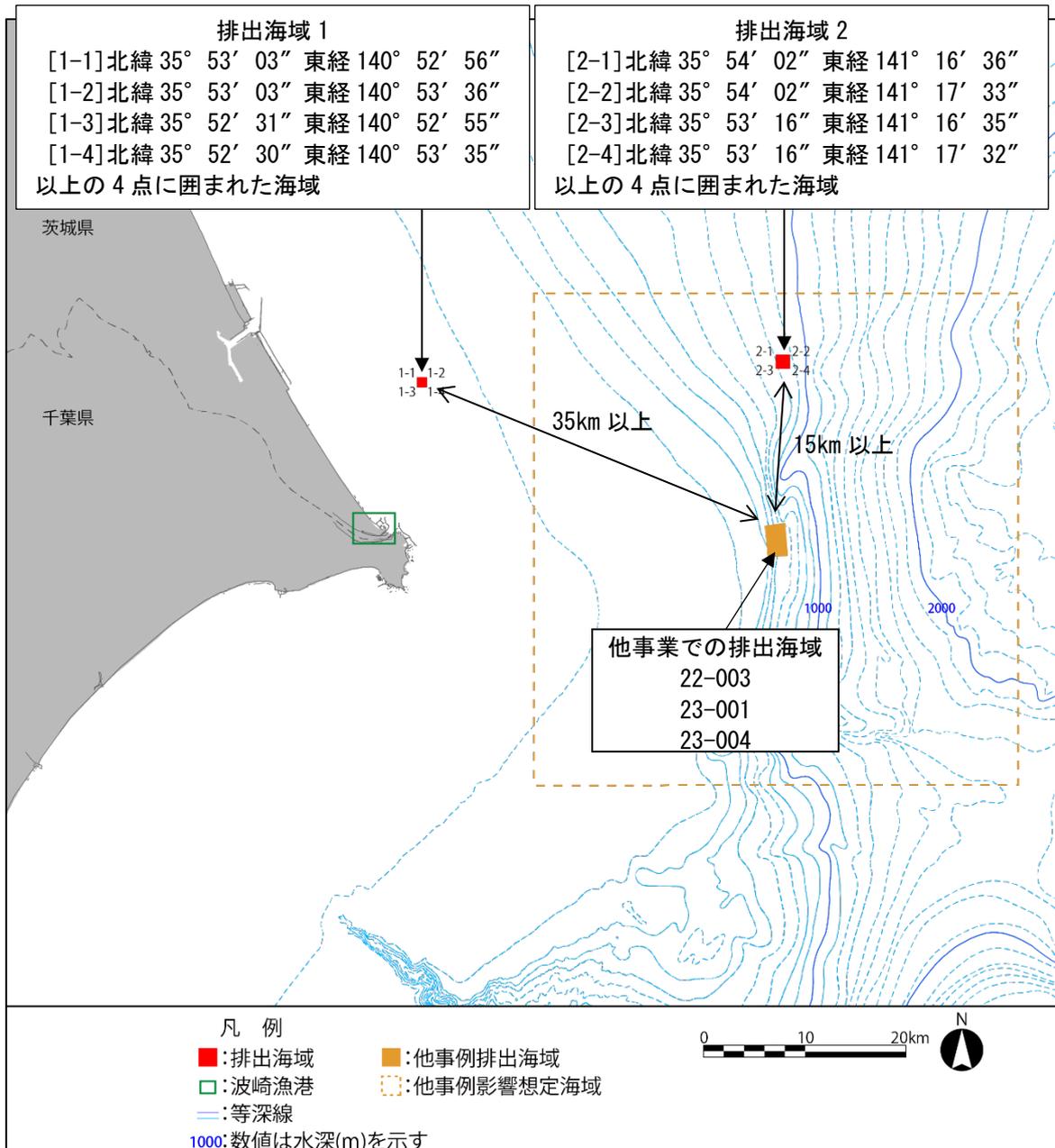
許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m ³)	排出海域
22-003	千葉県銚子漁港事務所(外川漁港)	2022年9月11日から 2027年9月10日まで	144,530	北緯 35° 44' 46"、東経 141° 15' 46" 北緯 35° 43' 05"、東経 141° 15' 56" 北緯 35° 44' 54"、東経 141° 17' 06" 北緯 35° 43' 07"、東経 141° 17' 15" 以上の 4 点に囲まれた海域
23-001	千葉県銚子漁港事務所(銚子漁港)	2023年5月17日から 2028年5月16日まで	502,240	
23-004	千葉県銚子土木事務所(名洗港)	2024年1月1日から 2028年12月31日	178,000	

出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、本許可申請時点)より作成



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省HP、本許可申請時点)より作成

図-2.4 海洋投入処分が許可された排出海域



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、本許可申請時点)、「海底地形デジタルデータ M7004」((財)日本水路協会、平成 24 年)より作成

図-2.5 本申請排出海域と近傍の他事業排出海域の関係